

令和3年度東京都税制調査会第2回総会

令和3年10月14日（木）10:00～11:10

都庁第一本庁舎

7階中会議室

【三浦税制調査担当部長】 それでは、各委員の皆様、お集まりのようですので、始めさせていただきたいと存じます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の総会は、審議資料をペーパーレスとし、机上に置かれましたタブレット端末を用いて順次御覧をいただきます。適宜にタブレット画面上の資料を御参照いただきながら御審議をいただければと存じます。

なお、この後、次第に沿いまして開会の宣言に始まり、知事の御挨拶、会長の御挨拶を賜ります。また、新任委員の御紹介、そして、副会長の選任、また議事としまして「令和3年度東京都税制調査会答申（案）」につきまして御審議をいただきます。なお、最後に閉会の辞ということで順を追って進めてまいりたいと考えてございます。

それでは、今後の進行につきましては、池上会長にお願いをいたしたいと存じます。池上会長、お願いいたします。

【池上会長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和3年度「東京都税制調査会」第2回総会を開催いたします。

初めに、知事より御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

【小池知事】 皆様、おはようございます。お忙しい中、令和3年度の「東京都税制調査会」第2回の総会にお集まりいただいております。ありがとうございます。また、オンラインを通じましてのやり取りとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに一言申し上げたく存じます。悲しいお知らせなのですが、都市計画の専門家としてこの都税調におきまして御活躍いただいております保井美樹委員が、まだお若いのですけれども、去る8月20日に御逝去されました。お若く、また将来の日本を引っ張っていく女性研究者として待望されていた方でございますだけに、大変残念でなりません。謹んで哀悼の意を表し、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、今年度であります。平成30年度から始まりました第7期の集大成の年に当たります。新たに特別委員になられました都議会議員の皆様方、また、区市町村を代表して御参加いただく首長、市長の皆様も含めまして活発な議論をお願い申し上げます。

そして、これまでの3年間にわたりまして国の地方法人課税の不合理な措置への反論や地球温暖化対策のための税のあり方、また、新型コロナ対策における税制の措置など、熱の籠もった議論、そして、有意義な御提言を頂戴してまいりました。

まさに、時代は変革期でございます。激動期を迎えております。様々な課題を先んじて捉え、そして、戦略的に動いていくことが東京の持続可能性を高めて人が生き生きと輝く都市の実現につながっていくものと確信をいたしております。

今回は、第7期の締めくくりということでございまして、そこにふさわしいアフターコロナも見据えましたあるべき地方税制についてお示し願ひたいと存じます。引き続きお力添えいただきますようによろしくお願ひをいたします。

私の冒頭の挨拶とさせていただきます。

【池上会長】 知事、ありがとうございました。

ただいま知事からもお言葉がありましたが、保井美樹先生の御逝去につきまして私からも一言申し上げたいと思います。

私たち東京都税制調査会委員は東京都の課題を中心に税制について議論しているわけですが、御承知のとおり、狭い意味での税制の専門家だけではなく、多くの分野から専門家に御参加いただくことによって税制の議論を発展させていくという姿勢をこれまでずっと貫いてきております。保井美樹先生には地域政策、特に都市計画、まちづくりといった視点から東京都の地域問題などについて積極的に御発言をいただきました。それがこの都税調の議論を深めることに大きく貢献してきた、ということを申し上げさせていただきます。

私たちは少子高齢化と人口減少の中での地域社会、そして今、コロナ禍の中で、感染症対策、あるいはアフターコロナの地域社会を論じなければいけません。そのためにもぜひ保井先生の御意見を伺いたいと期待しており、一刻も早い御回復を願っていたのですが、残念な結果になりました。ここに東京都税制調査会の会長として謹んで哀悼の意を表しますとともに、御冥福をお祈りいたします。

それでは、改めまして、今年度は東京都税制調査会第7期の最終年度でございます。

タブレットの資料にあります「令和3年度検討事項」のとおり、今年度は「真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」「直面する税制上の諸課題に関すること」について議論を行ってまいりました。

本年5月の第1回の総会以来、小委員会において検討を重ね、その内容を「答申（案）」として取りまとめております。

本日は、その「答申（案）」について御審議いただきます。皆様の御意見を踏まえて案文の修正を行った上で、次回の総会で御承認をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、次に、本年9月に特別委員の改選がございましたので、事務局から紹介させていただきます。

**【三浦税制調査担当部長】** それでは、当調査会の特別委員に就任されました委員の皆様を御紹介申し上げます。

東京都議会議員の宇田川特別委員でございます。

同じく、小宮特別委員でございます。

同じく、藤井特別委員でございます。

同じく、長橋特別委員でございます。

同じく、白石特別委員でございます。

同じく、酒井特別委員でございます。

委員の御紹介は以上でございます。会長、よろしく願いいたします。

**【池上会長】** それでは、続きまして、委員の異動がございましたので、特別委員の中から副会長を御選任いただきますようお願いいたします。

当調査会の設置要綱におきまして、副会長は委員の互選により選任することとされております。

どなたか副会長を御推薦いただければありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

石田委員、どうぞ。

**【石田委員】** 副会長の推薦なのですけれども、宇田川特別委員にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**【池上会長】** 今、石田委員から宇田川特別委員を副会長にとの御推薦がございました。御推薦のとおり選任するということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

**【池上会長】** それでは、宇田川特別委員を副会長に選任させていただきます。ありがとうございました。  
なお、知事は所用のため、ここで退席させていただきます。

【小池知事】 どうぞよろしくお願いいたします。会長、よろしくよろしくお願いいたします。皆さん、どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

(小池知事退室)

【池上会長】 それでは、これより議事に入ります。

まず議事1「令和3年度東京都税制調査会答申(案)」についてです。

諸富小委員長から小委員会の開催経過について説明をお願いします。諸富先生、お願いします。

【諸富委員】 小委員長、諸富でございます。

では、経過、報告させていただきます。本日御審議いただきます答申(案)は、タブレットの資料の「令和3年度東京都税制調査会小委員会の開催経過」にありますとおり、今年7月から10月にかけて小委員会を5回開催いたしました。第1回は自動車関連税制のあり方、第2回は環境関連税制、デジタル経済と税制、地方法人課税等をめぐる課題への対応、第3回は感染症対策と税制、地方法人課税等をめぐる課題への対応について議論を行いまして、その内容を基に答申(案)を作成したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

【池上会長】 それでは、事務局から答申(案)の概要について、説明をお願いします。

【三浦税制調査担当部長】 それでは、私から令和3年度の答申案につきまして御説明をさせていただきます。

お手元のタブレット画面上の資料「令和3年度東京都税制調査会答申(案) 概要版」を御覧いただきたく存じます。

初めに、本答申(案)の全体の構成を御説明いたしますが、大きく2部構成となっております。資料左から第I部は税制改革の視点としまして、税制改革に関する当調査会の基本的な考え方を記載しております。ここではさらに2つの視点からまとめておりますが、第1に、基本的視点として現在の経済社会の動向や地方自治の基本的なあり方についてまとめておる部分となっております。次に、第2は時代の変化に対応した視点として、近年の国際社会の動向をはじめ気候危機やコロナ禍において顕在化した諸課題について列記しております。

次に、資料右側、第II部の税制改革の方向性でございます。ここは地方全体の立場から分野ごとの課題を整理した上で改革の方向性を具体的に示しております。ここでは、さらに2つの視点からまとめておりますが、「1 真の地方自治の確立に向けた税財政制度のあり方」としまして、地方自治体の自主・自立的な行財政運営に必要な税制を構築すべきことを述べております。次に、右下の「2 時代の変化に対応した税制度の構築」では、気候危機や感染症対策など直面する様々な課題に対応した税制を構築すべきとして各項目別に具体的な対応策、また、提言を記載しております。

それでは、各項目の主な論点を順次御説明申し上げたいと存じます。

左中ほどに戻っていただきまして「1 基本的視点」でございます。1点目として、少子高齢・人口減少社会についてでございますが、我が国は急速に超高齢化がする中で全世代対応型の社会保障制度の構築が重要であり、税と社会保険料を合わせた負担のあり方などについて総合的に検討すべきことを指摘しております。

2の地方分権改革の推進では、地方自治体は住民サービスの最前線で活動しており、この役割と権限に見合った財源を確保する必要があり、税制改革はこれを促進するものでなければならないと、このように述べております。

3点目の財政の持続可能性の確保につきましては、財政再建は我が国にとって避けて通れない課題であり、行政サービスの財源を確保するため、給付と負担の適正化を図ることが不可欠であると、このように述べております。

次に、4点目の地方税体系のあり方でございますが、国と地方の税財源を役割分担に見合った形に見直し、遍在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すべきことなどを述べております。

次に、左下の「2 時代の変化に対応した視点」としまして、1 点目ですが、新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響でございます。社会活動の制限の結果、企業業績の悪化や個人所得にも影響が出ていることをここで指摘しております。

次に、2 点目の所得格差に対応した税制でございますが、社会保障など歳出面の取組と併せて税制においても所得再分配機能を適切に発揮することを求めています。

3 点目の税制のグリーン化につきましては、世界的な脱炭素化の流れの中で税制の一つの基軸に環境の視点を据えることが必要であると、このように述べております。

4 点目の国際課税をめぐる協議の進展につきましては、2021年10月に136の国と地域におきまして多国籍企業等に対する国際課税ルールが基本合意されたことなどを記載しております。

5 点目の税務行政のデジタル化につきましては、社会経済環境が複雑化、困難化する中において、税務行政のデジタル化の推進が急務となっていることを指摘しております。

続きまして、資料右側の第Ⅱ部、税制改革の方向性でございます。

この1では地方法人課税、消費課税、個人所得課税、そして、地方財政調整制度等に係る各課題とその問題点について項目別にお示しをしております。

また、2の時代の変化に対応した税制におきましては、自動車関連税制、環境関連税制、コロナ禍に対応するための税制などにつきまして項目別にその対応策と提言を述べております。

それでは、次のページ、2ページにおきまして各項目の主な論点を説明してまいりたいと存じます。

初めに、地方法人課税につきましては、偏在是正措置において、偏在是正を名目とした国税化措置は地方税の応益原則に反しますほか、地方の自主財源を縮小させるものであること。また、分割基準の改正では、法人の事業活動規模を的確に表すとともに、納税者の便宜等も考慮し、簡便で明確な指標であるべきことなどを述べております。

次に、消費課税につきましては、地方消費税について、地方自治体の基幹税として多様な行政需要を賄う観点から、引き続き一般財源とすることが適当であることなどをここで述べております。

続いて、個人所得課税では、個人住民税の現年課税化につきまして、納税者の負担感の軽減及び適正・公平な税負担の観点から早期実現に向けて検討すべきことを求めている。また、金融所得課税では、分離課税の税率は、所得階層間の負担の公平性という観点から、税率の引上げを検討すべきことをここで提言しております。さらに、ふるさと納税につきましては、地方税の応益と負担の関係をゆがめる制度であるため、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきことをここで指摘しております。

次に、都の重要施策を支える税制の役割でございますが、政策目的実現のための税制として、地方自治体独自に認められる課税自主権による税制の活用につきましては、施策の必要性・合理性・有効性・相当性を慎重に検討することをここで述べております。

続いて、地方財政調整制度でございますが、地方交付税制度について交付税原資となる国税の充実を図る一方で、地方の実態に見当たった財政需要を地方財政計画に反映させるため、地方交付税の法定率引上げなどを行うべきである、このように提言されております。

続きまして、資料、3ページで「2 時代の変化に対応した税制度の構築」を御説明申し上げます。

初めに、自動車関連税制についてでございます。ここではCO<sub>2</sub>排出量基準の早期導入を図るべきとされておりますが、これは地球温暖化等の環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するためには車体課税としての自動車税につきましてCO<sub>2</sub>排出量の要素、基準を取り入れるなど、より積極的に環境税制として位置づけていくことは極めて重要であり、速やかに導入すべきことなどを提言しております。

次に、環境関連税制についてでございます。地球温暖化対策のための税、いわゆる温対税につきましては、人々

の行動や投資活動を脱炭素化に向けたオプションに転換させるため、税率引上げ等の早期実現に向けた取組を加速すべきことを提言しております。

一方、住宅の脱炭素化を促進するための税制としましては、家庭部門の温室効果ガス排出量を削減するため、例えば固定資産税の新築住宅減額の対象をより環境性能が優れた住宅に重点化するなど、住宅の脱炭素化に向けた施策の推進が重要であることを述べております。

次に、コロナ禍に対応するための税制でございますが、その一つに税務行政のデジタル化の推進を挙げております。具体的には所得情報等を正確かつリアルタイムに把握し、生活困窮者への迅速かつきめ細やかな支援の実現につなげることを求めるとともに、税務手続の簡素化・迅速化・統一化の取組が必要であることなどをここで述べております。

最後に、新たな国際課税ルールへの対応についてでございます。2021年10月、136の国と地域におきまして多国籍企業等に対する新たな国際課税ルールを定めることが基本合意されました。これを受けまして、我が国におきましても2023年からの実施を見据えて、ここから得られます税収の適切な地方への配分に向けまして議論を重ねていく必要があることをここで述べております。

答申概要の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

池上会長、よろしくお願いいたします。

**【池上会長】** それでは、審議に入りたいと思いますが、まず諸富小委員長から何か補足することがあればお願いします。

**【諸富委員】** 既に内容面に関しては、今、御説明があったとおりで付け加える点はございませんが、お手元の資料1、御覧いただいているもののうち、やはり今回の答申の特徴としては2番目の「時代の変化に対応した税制度の構築」ということで、1においては従来からの論点について、よりアップデートした、より精緻化された議論を展開したわけです。2はやはり現下の脱炭素化あるいはこのコロナ禍、そして、ちょうど国際課税に関して、G20会合で最終合意がなったという報道が出ておりますが、ちょうどそのタイミングで新たな国際課税ルールについても都税調の立場から見解を述べたということで、非常に柔軟に時代の大きな課題に対して都税調としてしっかり考え方を打ち出したという点、非常に大きな特徴があります。これは国の税制調査会でもやれてない点でありますので、そういう意味では都税調、非常に大きな答申の特徴としてアピールすることができるポイントだなというように思います。

とりわけ自動車関連税制につきましては、分科会を設けまして小林委員が座長を務められて大変丁寧に議論してきて、CO<sub>2</sub>排出量基準及び車体重量基準の早期導入の提案ということを打ち出して、これは非常に大きなポイントではないかというように思っております。

以上でございます。

**【池上会長】** ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

事務局の説明にありましたとおり、答申（案）は2部構成となっております。1部は「税制改革の視点」、2部は「税制改革の方向性」でございますが、相互に関連する内容もございますので、一括して御審議いただきたいと思っております。

どこからでも構いませんので、御質問、御意見のある方は御発言いただきたいと思っております。

なお、御発言される場合は、挙手いただければ順番に指名をさせていただきます。

それから、ウェブで御出席の委員におかれましても画面に向かって手を挙げていただければと思います。画面に多分映っていると思いますけれども、もし映ってないことがあれば御発声をお願いします。

それでは、御意見等はございますか。いかがでしょうか。

酒井特別委員。

【酒井特別委員】 すみません、ちょっと意見と質問とですが、1番の「真の地方自治の確立に向けた税財政制度のあり方」の部分の個人所得課税についての部分です。今回、この答申（案）に書かれている個人住民税の現年の課税化というのは、これは本当にすべきだろうと思っていて、今回コロナ禍の中で突然解雇をされたり、あるいは給与が激減をしてしまった場合に、今の地方税というのは前年度の課税ですから、我々議員も私も落選経験を得ましたので、落選をすると突然特別徴収から一般徴収になって納付通知書が送られてくる。そうすると、そういった議員でなくても普通の企業にお勤めの方々が特別徴収をされていたものが解雇等によって職を失うと一般徴収の納付通知書が送られてくる。

それを実際に収入がなくなって、これはずっと繰越し繰越しで一番最初のときには楽をしていたのでしょという話になるわけですが、ただ、応能という払えるかどうかという観点からいうとかなり収入が激減をした場合においては厳しい状況がありますので、ぜひこれは東京都から発信をしていただいて、この現年の課税化といったものはしていただきたいということで、この趣旨についてはもう本当にもっともな話なのですが、そのことを実現していく論点としていろいろと課税上の問題点とか課題についても記載をされているのですが、この徴収をする側の問題にも言及をされて、特別徴収するとき企業に通常の所得税の源泉徴収と二重の源泉徴収が発生をするのではないかとという問題と併せて外国に転出したところの観点もあるのですが、今のこの地方住民税というのは1月1日現在の課税基準日に住んでいる自治体に対して課税がされる。これはあくまでも前年度の所得に対して1月1日現在にどこに住んでいるのかということ基準にしているのですね。であるから、ずっと1年間住んでいたであろうと。

仮に途中で、例えば私、立川市ですから、立川市から新宿区に転出したとしても、その1年間は立川市に税金を納めるというのが今の制度になっていて、これが現年度の課税という形になったときには途中で引越した部分にこのまま1月1日の課税の基準日のままでいくのか、それとも応益という観点からいけば、どこかの案分ではないですけども、月ごとの単位にするのかどうするのかということは別としても、その居住地に対する納税という観点をどのように整理をしていくのかというのは一つの課題になると思うのですね。その部分についても一朝一夕にできる話ではないとは思いますが、この課税の主体に対する問題は一つあるのではないかなという観点もぜひ先生方のお知恵をいただきたいし、そういった議論をされたのかどうかということも一点、確認をさせていただきたいと思います。

あと、もう一点は、ふるさと納税の問題で、これも導入をされたときには多分崇高な理念の下に、自分が生まれ育ったところに寄附をしたいという思いであったと思うわけですが、ただ、進んでくると、これは何か返礼品合戦で通販サイトのような形になっている。言葉を選ばなければ、国民の心をかなりさもしくしてしまったのではないかなという気が私はしているのです。そういった中で、やはり総務省のほうでもいろいろと返礼品の額の制限だとかそういったことを考えているようですけども、かなり踏み込んだ形で抜本的に見直しをというような表現になっておりますが、私個人の意見としては、このふるさと納税制度というのはやめたほうがいいのかないかなという。別にこれは所得税の中でどこに、自分のふるさとの選択納税制度みたいな形で地方に配分をしていくということを考えたほうが応能、受益と負担の公平性という観点からすると、地方税の中の寄附金というところでこれをいじるというのはあまりその自治体、その制度を使っている人はいいのかもしれないけれども、制度を使っていない人の地方税で制度を使っている人のサービスまで担っているという部分については、これはかなり制度として不公平感があるのではないかなという思いを持っていますので、後段については意見です。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

今の2つの点につきまして、まず私から発言させていただきます。もし足りないところ、あるいは違うところがあれば、諸富小委員長から補足の御発言をいただければと思います。

まず1点目の個人住民税の現年課税につきまして、これについては積極的に推進すべきであるということをごこではっきり申し上げております。今、お話がございましたとおり、コロナ禍で所得が急減した場合でも、去年は所得があったでしょうということになると、それに応じて今年の住民税を払わなければいけない。これは非常に大きな問題であるということは小委員会でも議論になりました。ですから、現年課税の議論は前からずっとあったのですけれども、やはり今これを実現するのが急務ではないかということで議論をしたわけでございます。

ただ、この議論は都税調だけではなく、もちろん総務省つまり国のほうでもずっと議論をしていたのですが、なかなか進まないということだったのです。ただしもう一つ、今日出しております税務のデジタル化の推進ということも含めて、どこまで税務コストと申しますか、あるいは納税コストと申しますか、両方を減らせるかということも含めれば、実現性は高まるのではないかと申します。課題が多いということについても答申(案)にいろいろ書いてございますが、その検討を早急に進めていかなければいけないということも東京都税制調査会としてはっきり打ち出したということが今回の特徴になっております。

それから、今は1月1日現在の居住地に納めるという制度になっているわけですが、前年課税の場合もどこか年の途中で引っ越したとしても結局は1か所に納めているわけです。この点は前年課税でも現年課税でも同じことなのです。ただし、やはり現年課税にした場合には確かに途中で住所が変わってしまったのだけれども、1月1日にいたところに納めていいのでしょうかという思いがあるかもしれない、ということもあります。この点につきまして、では、そこで急に切替えができるか、例えば3か月ごとに移っている人には4等分して納めていただくことができる、あるいはそうではなくて、ここは一つ割り切って、1月1日の居住地に全部納めてもらいましょうという今までの考え方を踏襲するのか。ここまで議論を詰めておりませんが、問題は確かにそのとおりですので、現年課税を実現するためには当然その議論を進めなければいけないように思っております。

それから、2点目のふるさと納税につきましては、廃止すべきだという御意見がございました。もちろん委員の中にもそういう意見を持っている人もいるわけですが、最大公約数として今回の答申のような表現になっております。それでもかなり踏み込んで書いていると思っております。議論としては、ここまで書くことについては小委員の意見は一致しています。今、お話がございましたとおり、実際にふるさと納税を高所得の方が行った場合、ふるさと納税をする前とした後では、後のほうが経済力は高まるという現実もございまして。逆に低所得者の場合、もともとふるさと納税すべき住民税がないわけですから、そういうベネフィットはない、ということになってきますので、やはりこれは所得再分配政策上も問題があると私も考えております。そこで、抜本的な見直しが必要だということを打ち出しております。

そういうことも含めて、例えば答申(案)のふるさと納税の最後のところに書いてありますのは、要するに国が一括してこの制度を強制するからいろいろ問題が出るので、逆に東京都が、誰に、あるいはどこに寄附するのだったらふるさと納税のようなものを東京都版で認めていいよということ。恐らくこれは居住地の側の自治体に権限があるものだろうと思っております。つまり課税自主権の問題として、もし東京都がどこかの自治体を支援したいと思ったら、そこに——ふるさと納税という名前はいいかどうか分かりませんが——寄附したらその分、東京都の住民税を減らすということを東京都が決めるのであれば、別に問題ないわけです。それを国が決めるから問題なのだという視点で議論していたと思っておりますので、そういった点を含めて抜本的に見直しが必要ではないかということ、ここではそういう意見もあったという形で書かせていただいているというところでございます。

ます。

諸富小委員長から何かございましたら。

【諸富委員】 今の池上会長の御発言どおりでして、私から特に付け加えることはございません。

【池上会長】 ありがとうございます。 それでは、ほかに意見がございましたら。

では、藤井特別委員、どうぞ。

【藤井特別委員】 ありがとうございます。

私からも意見と、ちょっと追加できればというところで2点述べさせていただきたいと思います。

1点目が偏在是正措置です。平成30年から議論をしていただいておりますが、ここにも明確に御記載いただいておりますが、受益と負担の対応性ということ、都税調としてもしっかりと書いていただいていること、非常に重要だと思っております。自主財源を縮小しているということで、しっかりとここは主張して正していく形にできればと思います。

2点目が税務行政のデジタル化で、ページを割いていただいて御指摘をいただいております、ありがとうございます。答申(案)の56ページのところなのですが、事例も含めて、あとまとめのほうにも生活困窮者への早期の支給ということ、非常に重要な論点だと思っております。加えて、東京都の場合ですと、このコロナ禍において協力金の対応ということ、事業者の皆様に対してもしています。そこでやはり協力金の支給の遅れがあり、前年度の売上の確認等に時間がかかっていたこともありますので、論点としてそういった事業者の観点も含めて、しっかりとシステム上の連携をして素早い確認ができるというところは非常に重要ではないかと思っております。こちら、御検討いただければと思います。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

偏在是正措置につきましては、これまでずっと議論しておりますが、今期ですと初年度にかなりまとまった議論をしております。今回はそれを確認するという形で取りまとめの年度の答申申に書かせていただいたというところでございます。

それから、税務行政につきましては、先ほども申し上げましたとおり、デジタル化の推進にはいろいろなプラスの意味での副産物があり得るだろうと思っております。先ほどの現年課税もそうでしたが、いわゆる給付金を配るための事務手続もそうです。東京都内でも、もともとコロナ禍の給付金というものはなかったわけですから、急に東京都の職員を増やしたわけではないので、いろいろな部局からその給付金の事務のために臨時的配置転換のようなことを行って、あるいは掛け持ちのようなことを行って、大変だったという話を伺っています。そういうマンパワーの問題もありますが、情報の利活用、つまりいろいろなデータを利用したい、そういったときには当然法律、つまり個人情報の問題があるので、いろいろな法律を見直さなければいけないこともあるわけです。

今回、答申の中でもふれましたが、従来の法律はもちろん法律としてあるわけですからそれを守らなければいけないのですが、必要に応じてそれを改正して、税務上のデータでありますとか、そういった情報を公共サービス、特に給付金サービスのようなものに利用していける余地があるのではないかと。この点についても検討を進めるべきではないか、ということについても書かせていただいたと思います。その点は確かに我々も分かっておりますので、そういったことについての改革も進めていくべきだということも当然含んだ答申でございます。ありがとうございます。

いかがでしょう。では、白石特別委員。

【白石特別委員】 意見というか、非常に興味を持って読ませていただいて、この議論が積み重なったの答申(案)となっているなというところで非常に感謝を申し上げたいというように思っています。とりわけ税制改革の視点の前提のところ、やはりこのコロナ禍の影響の下でも所得格差の拡大とか、それから、非正規雇用の高



まり、これは触れられていることはすごく重要だなど。その点の立場で、やはりコロナによる営業や暮らしの困難の軽減であったり格差是正を基本的な視点として税制改革がどうあるべきなのかというところでの前提としての議論も重要だなどというように思っています。そういう中で、消費税についても32ページに触れられていまして、低所得者ほど税負担が重くなる逆進性が高まるというようにされているというように、やはり消費税が持つ性質というのは否定できないというように思います。

一方で、金融所得について、やはり今回、高所得者層の税負担が低くなっていると指摘をされたことは非常に重要だなど思っておりますし、その上で、税率を諸外国並みに引き上げることを提案されているということも非常に重要だなどというように思って読ませていただきました。

もう一点ですが、環境関連のところ、今回、やはり気候危機の下で、地球規模でこの地球温暖化に対してどう取り組むのかというところで税制の面からアプローチしているということも非常に興味を持って読ませていただきました。記述の中にも60ページ、現在の税率はCO<sub>2</sub>排出量1トン当たり289円と諸外国と比べて著しく低いため実質的には排出抑制の効果は小さいということであったりとか、CO<sub>2</sub>排出削減に対する価格効果はほぼゼロに等しいというように重要な指摘がされているという点で、それも踏まえまして、その前提の前の段階で課税自主権も触れられていますので、慎重な議論は必要だと思います。

例えば家計への逆進性について十分留意して慎重な検討を求められるよということも記述されていますけれども、この課税自主権を発揮して東京都独自の炭素税の創設なんかも踏み込んで検討してもいいのかなど。とりわけこの間、都市計画審議会の付議されている案件を見ましても、やはり相次いで大型再開発をやられておまして、その再開発で排出されるCO<sub>2</sub>の排出量というのは桁違いだなどというように思っております。そういうようなところの点からも、まちづくりや都市計画の観点からの炭素税であったりそういう税のあり方というのも踏み込んで検討されてもいいのかなど。国待ちにならないで税制の面でもより公正的な取組を求められるというのが今のやはり東京都のところだと思いますので、ぜひそういう点も含めて慎重な検討が必要だと思いますけれども、そこら辺も意見として述べさせていただきたいなというように思っています。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

ただいま答申全体の税制改革の視点の中で所得格差への対処という問題、コロナ禍への対処の問題、消費税の負担構造の問題、それから、金融所得税、これは今、国でもいろいろ議論になっておりますけれども、都税調としては今年だけではなくて数年前からこの議論を行っておりますので、そこで都税調の小委員会としての意見をまとめさせていただいております。

それから、環境税につきましては、この答申（案）に書いているとおり、現状は負担が低いのではないかとこの認識でおります。課税自主権を用いて独自の課税をしるところでは書いていないのですが、そういったことにつきましてどうですか。諸富小委員長、環境税についてはとくにご専門でもございますので、何かこれについてコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【諸富委員】 白石特別委員、ありがとうございます。大変心強い御発言をいただきまして、私たちとしても環境関連税制、ぜひ後押ししたいというように考え、議論をしてまいりました。国税に関するコメント、全く同感でございます。一方で、課税自主権を行使しての新たな東京都の例えば独自の炭素税とかエネルギー課税が可能かということですが、慎重にというお言葉もございましたが、実はかつて都税調でそのような検討をしたことがございます。種々検討したのですが、東京都単独でやりますと、普通だったらエネルギーの流通が都道府県境を越えて自由に行われているわけですし、都だけが課税した場合に様々な化石燃料の流通や企業その他に関する負担の格差ができることによって思わぬ副作用が起きる可能性がある等のいろいろな懸念がございまして、その場合には課税自主権を行使しての都独自の炭素税導入は見送らざるを得ないという結論になった経緯

がございます。

一方で、東京都は独自に排出量取引制度を導入しておりまして、これは国際的にも大変評価の高い政策措置であります。ですので、都としては排出量取引制度ということで独自の温暖化対策をやっておりまして、事実上、カーボンプライシング、炭素の価格づけが行われている状態ですので、その点で取りあえずは政策手段としてはある状態であります。とはいえ、先生からいろいろと御指摘いただいた都独自として何か前進できることがあるのではないかと、検討せよという点については受け止めたいと思っておりますし、今後の課題ともさせていただきたいと思っております。今回の答申でいうと、一応住宅の脱炭素化促進のための税制の提案という形では提案はしておりますが、引き続き検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【白石特別委員】 ありがとうございます。

【池上会長】 ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

長橋特別委員、どうぞ。

【長橋特別委員】 私からも意見等を含めてお話をしたいと思っております。

一つは、今もありました税制のグリーン化の問題でございます。今、こうした時代の中で温室効果ガスの削減、これは世界的な規模でありますし、また、東京はそのリーディングに都市として取り組んでいくわけですが、そうした中で、今年1月にゼロエミッション東京、これを発表、公表いたしました。昨日終わったわけですが、第3回定例会におきましては知事の所信表明で太陽光発電、これについて言及がありました。いわゆる新築の建築物の太陽光発電装置の義務化、これを検討していくと、こういうことでございます。

なぜ太陽光発電なのかということも議論したわけでありまして。グリーン化については、特に建築物のグリーン化、いわゆる太陽光以外にも地熱だとか様々あるわけで、これを太陽光に絞ってといたしますか、これから検討するのでしょうか、それで見ると、この太陽光、これを設置するのは一般の住宅が多いわけですが、そうすると、屋根に設置をするのが多いのだと思いますが、今までつけた人もたくさんいらっしゃいますし、これからぜひつけようということもやるし、あと中にはそういうことは嫌だという人もいらっしゃるでしょうが、義務化ということなのでかなりゼロエミッション東京から具体的な提案であったらと思うわけですが、これを税制調査会では、このグリーン化について、また東京都のこの太陽光発電、これはかなり技術が進化して値段も安くなっている、こういうことを言っていたわけですが、これについてお伺いしたいということでもあります。

もう一点は、これは御相談も含めて私のところにあつたのですけれども、月次支援金、コロナ禍にあつて特に中小事業者の方々にとっては、この月次支援金が大変な支えになったと、こういうように聞いているわけですが。まさに中小企業の方にとってみると、これで何とか乗り切ろうと、こういうことをやったわけですが、一方で、法人事業税、個人事業税、これは、月次支援金は国の制度ですから、50%半減したら国で出しますよということだったわけですが、東京都はそれに上乗せ、なおかつ横出しもして東京都独自に支援をかさ上げたわけですが、そうすると、法人事業税、個人事業税とも事業所がどこにあるかということが、登記がどこにあるか、また事業所がどこにあるかということによって決まるわけなので、そうすると、東京都は東京都でやはり仕事をする、東京都に事業所を置いて仕事をするというのは当然であると思う。

特に個人の方なんかは、事業所は東京に置いて自宅は近県といいますか他県に置いているという場合に横出し、上出した場合は、これは対象外になってしまったということがあるのですね。これについて第3回、前回の定例会でも申し上げたのですけれども、これについては要望したのですが、こうした他県に住んでいても事業税は東京都に納めている、にもかかわらず今回の月次支援金は対象外だと、こういうことがあったので、いろいろな方からなぜ東京都に納めているのにと、こういう声がたくさんあったのですが、これについては意見ですが、税

制調査会としてデジタル化みたいな大きな話になってくるとこういうことも可能ではないかと思ひますし、また一方で、東京都に住んでないのだからやはりどこかで線引きをしなければいけないというのですが、一方で、東京都に事業税を納めているのにという気持ちもあるものですから、それについて御意見をいただければと思ひておひります。

以上です。

**【池上会長】** ありがとうございます。

2点目のほう、いわゆる中小事業者に対する支援金について、事業税は事業所が東京都にあるから東京都に納めているけれども、実際にはほかの県に住んでいるので支援金はもらえない、それはバランスがとれないのではないかという御意見だと思ひます。これは税制の問題というよりは給付金の制度の問題ということで、私が答えるのはちょっと難しい点もあるかと思ひます。御意見はもちろん承りますけれども、なかなか税制としては、実は事業税のほうは確かに今、おっしゃったとおり、近県から来ている、いわゆる通勤している方々が都内の事業所で働く。実際には都内の事業所で付加価値が生まれる、あるいは所得が生まれるということで、その事業所が都内で活動することについて東京都のサービスを受けているので、それに応じた税金を払っていただくというのが事業税の考え方ということになるわけです。それはそのとおり。

そうしますと、給付金あるいは支援金を受ける場合にそれが東京都で行われる事業のための支援金であれば、それはいいではないかという考え方は確かにある、あり得ると思ひます。要は支援金の性格だと思ひます。支援金が事業そのものに対する、事業継続というのですか、そういうものに対する支援なのか、それとも事業所を営んでいる方の生活に対する支援なのか、ということです。それぞれの考え方があると思ひますけれども、その制度につきまして私は分かりませんので、それについては制度をつくっている東京都のほうで検討がなされるものと思ひます。ともかく集めるほうにつきまして、いわゆる受益と負担の対応関係を重視しているということだけは確認させていただきたいというように思ひておひります。

**【長橋特別委員】** 法人は登記、ところが、個人はどこに住んでいるかという違いがあつて、登記だから、それはもちろん東京の会社に勤めている方は東京の場合には逆に地元から、他県からというのが多いのですけれども、個人が住んでないが事業は東京でやった場合ということでいろいろなお話があつたものですから申し上げました。よろしくおひります。

**【池上会長】** それから、1点目のいわゆる税制のグリーン化に関連して、太陽光発電の設置について義務化という考え方もあるのだけれども、それを税制面で後押しするようなことができないのだろうか、そういう御意見かと思ひます。この点、いかがでしょうか。諸富小委員長、この点につきましては何かお考えがございましたら。

**【諸富委員】** そうですね。条例で太陽光発電の住宅、建物に義務づけの議論を進めていただいているということで、大変個人的にもすばらしいことだというように思ひておひります。実は国土交通省の検討会でこの春からさんざん議論をしてきて、日本の非常に高い2030年46%削減という目標を実現するためには再生可能エネルギーを飛躍的に伸ばす、とりわけ太陽光を伸ばすという必要はあるのですけれども、太陽光もいろいろと壁にぶつかつておひらまして、そういう意味では住宅や建物あるいは工場等の屋根に設置を促していくことは非常に大事なポイントになってきておひらします。しかし、国交省の見解ではいろいろと反対論もあり、残念ながら断念をしたということがございます。その中で、今回の東京都における条例化による義務づけの動きですので、非常に私のようにそれは大事だと考えている観点からすれば勇気づけられる動きでして、ぜひ進めていただきたい。そして、東京都がもし条例化に成功されれば、これは全国に波及することは間違いないというように考えておひります。

税制面では、今回、住宅の脱炭素化に関する税制上の支援を打ち出しておひります。これは細かい設計については答申(案)では特に書き込んでおひりませんが、今回の条例化の話は、実は議論が一通りまとまった後でのニュ

ースでしたので、うまく連動しておりませんが、うまく連動させながら義務づけの話と税制支援とがかみ合うような形になればいいなと個人的には思っております。そういう意味では、委員のおっしゃったとおり、見解に全く賛成でございます。

以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見ございましたらいかがでしょうか。

小宮特別委員。

【小宮特別委員】 今の話に出ております住宅の脱炭素化のための税制の件で1つ教えていただきたいのですが、これまでも幅広くそうした税制を講じてきている。しかし、ここに来て一部重点化すべきであるという提言がなされております。ただ、その新築の住宅というのは全体でいうと東京の中ではマンションにお住まいの方が多い中で、なおかつ新築の環境性能の高い住宅を購入できる方というのもやはり限られてくるという中で、その重点化をするということが環境施策に通じるのかどうか、あるいは幅広い方々にその環境税制が行き渡るほうが環境の性能向上としてふさわしいのか、そういったお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

【池上会長】 ありがとうございます。

ここに、答申ですと64ページですか。御存じのとおり、固定資産税については新築住宅に対する軽減措置というのが広く行われてきたわけですが、では、これからもずっと続けていくべきかどうかということについての議論はございました。前期からずっとその議論を行っていたのですが、そのときにこれからの住宅政策において新築促進という時代なのかという議論がございました。むしろ人口減少社会でありますし、あるいはいろいろな地域政策の観点から申しまして、もう新築住宅全体を優遇するというのではなくて、むしろこの答申（案）に書いてありますとおり、環境性能を重視したところに重点化していくほうが今後の住宅政策としてはよいのではないかとこの観点で書かせていただいたところでございます。一般論として、いわゆる租税特別措置の見直しといいますか、これまでありました様々な税制における優遇措置については、それぞれ見直しを進めていくべきだと思っております。その中で、しかし、環境性能の高い新築住宅に関しては、むしろ優遇していくことがあってもいい、そういうトーンでここでは書かれているところでございます。

諸富小委員長、何かございましたら。

【諸富委員】 基本的に池上会長おっしゃったとおりであります。やはりたくさん税制優遇を出すということは、一方で、環境効果という意味では広く行き渡って非常にいい面があります。他方で、税収ということも我々は考えなければいけなくて、あまりたくさん優遇措置の範囲を広げてしまいますとそれだけ税収を失うということにもなりまして、そのバランス上で、どこで線を引くかということがございます。幾つか住宅の脱炭素化をめぐっては複数の優遇措置メニューがございまして、なので、それらをやはり整理統合しながら、税収を失うこととの勘案で効果を最大化する必要があるという議論もいたしまして、それでこういう形で効果なども絞り込むべきだという提言。それで今回、特に条例が出てきましたので、そこと連動する形で再設計をしていくべきではないかという考え方です。もちろん財源に可能性がある限り、広く優遇措置を行き渡らせるという原則的な考え方については賛成でございますが、その微妙な線引きをどうするかということで、ちょっとそこが悩ましい点でございます。

以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

【小宮特別委員】 ありがとうございます。

【池上会長】 ほか、いかがでしょうか。

藤井特別委員からどうぞ。

【藤井特別委員】 すみません、まとめればよかったのですが、もう一点追加で。この答申の中でまとめていただいております新たな国際課税ルールへの対応というところ、非常に重要な論点で、いわゆるGAF Aであったりとか、そういった多国籍企業を想定したものであると思います。私も類するような企業で働いておりましたので、その税金がどうなっているのかというところ、まず、これは日本にどれぐらい来るのかというところ、非常に重要な論点です。さらに、ここに書いていただいているとおり、東京都なり地方にどう分配していくのか、非常に難しい面があるのかなと思っています。

77ページにも書いていただけていますが、各地方自治体からの受益の程度や収益の寄与度等を把握することが必要になります。そういった特にインターネットを介するようなサービスや、企業の寄与度等をどう把握するのかといったところ、非常に大きな論点があります。しっかりと地方自治体、東京都を含めてそういった得られるものを得られるように議論をしていただきたいなと思います。もし現時点で何か方向性みたいなのがあるのか、どういった議論がされているのかといった点があれば教えていただきたいなと思っています。いろいろ今、出てきたばかりなので地方自治体にどうするかという議論はまだまだ、まさにこれから始まるのかなと思いつつも、そこは御確認をさせていただければと思います。ここはしっかりと議論をしていかなければいけないところだなと改めて思いましたというところを申し添えさせていただきます。

【池上会長】 ありがとうございます。

ただいま御発言いただいた点は、まさにこの数日、ニュースで流れている問題でありまして、答申(案)をまとめる段階でここまで話が進むのかと思っていたところはあったのですが、何とかぎりぎりここまでは書き込むことができたということでございます。

ただいまお話がございましたとおり、今回の国際課税ルールの問題では、一つの大きな柱は、いわゆるPE (Permanent Establishment)、要するに恒久的施設のないところ、そういう国でも課税権を認めようではないかという考え方が入っている点です。当初は、今、お話がありましたとおり、GAF Aと呼ばれる、いわゆる巨大IT企業だけの話だったのですが、より広く多国籍企業一般の問題に広げて話がどんどん大きくなってきているというところはございます。

ということで、国際課税の問題としては、ルール自体がこれから決まる、大枠は決まったようではすけれども、具体化するということでもさらに努力がなされると思います。その中で、では、国家に税収が来ることが決まったのだが、それを国家の中で国と地方がどう配分するのかという次の問題についてはまだ誰も議論していないわけですね。唯一あるとすれば、この答申(案)だと私は思うのですが。ということなので、具体策についてどうすればこれで決定的にうまくいくということまではなかなか書けないのですが、ただ、こういう議論を始めて、地方税としての税財源の取り分というものをしっかり主張すべきではないかということを含めて、問題をまずは提起させていただきたいというのが現時点の到達点だと思います。より話が具体化してくれば、では、次にどうなるか。国際課税による財源についても、今、言った国内課税でいう税財源の配分が問題になり、さらにそれを国内における分割基準の問題として具体化していかなければいけないということです。それは全くおっしゃるとおりです。これも確かに今後、早急に検討すべき課題だと思っています。そういう意味で問題意識は共有しております。ありがとうございます。

諸富小委員長、いかがでしょうか。何かございましたら。

【諸富委員】 全く池上会長の御指摘のとおりでして、恐らく日本企業も数社程度、今回のデジタル課税で課税されるだろうと思いますが、相対としてGAF Aの所得に対して日本側が取り切れていない部分もかなりあると思われます。相対として差引きでは増税といえますか、増収に日本はなるというように考えられております。そういう意味では国税、法人税の増収になるということになるのでしょうかけれども、自動的にそれが地方交付税の原資にもなっていますので、交付税の原資になって地方へ還流する。しかし、東京都は交付税を配分されてい

ませんから来ないということになりますけれども、一つはそういうルート。

それから、やはり法人事業税、会長がおっしゃった分割基準ですね。税金をどのように全国的に配分するかといったときの基準が従業員数等、答申（案）で触れておりますが、リアルな経済活動に対して、その経済活動実績に伴う税金をどうするかということ自体、問題であります。リアルな基準でなければ駄目だろうという議論は当然起きてくる。そういう意味では、最初の問題提起だけをさせていただいた今回の答申（案）、今後、詳細は議論していくべきではないかと思えますし、東京都としての発信もしていかなければいけないというように考えています。

以上でございます。

【池上会長】 ちょっと接続の状況に問題はあったようですが、もちろん諸富小委員長がおっしゃりたいことを私は大体分かっておりまして、要するに国内で分割基準を考えるときに、現在は従業者数をベースとしているいろいろな分割基準を組み合わせているわけですが、例えばIT企業などの場合、問題はいわゆる無形資産です。特許権をはじめ、そういったものがどこにあるのだということ、要するに形がないわけですので、そういったことをまず見ていかなければいけないということになります。この答申の77ページから78ページにかけて書いてありますように、無形資産を基盤とする多国籍企業の収益に対応して、各地方自治体からの受益の程度や収益への寄与度を把握することが必要になるということでございます。この代替指標をどういうようにつくっていくかということが問題になりますが、これはまさにこれからの課題だということです。その点も含めて、今後早急に議論を進めていかなければいけないということをここでは問題提起させていただきたい。現段階では、そこまでかなと思っています。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。ウェブからも何かございましたら、よろしいでしょうか。

もしほかにも御意見がないようでしたら、ここで一旦今日の議論を閉めさせていただきたいと思えます。

皆様、大変ありがとうございました。本日、皆様からいただきました御意見を踏まえて私と事務局で早急に答申の最終案を作成いたします。そして、次回の総会に提出をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次第は以上ですが、ほかにも全体を通して御意見、御質問はございますか。何かございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、最後に、事務局を代表として砥出主税局長から委員の皆様へ一言、御挨拶がございます。では、お願いします。

【砥出主税局長】 主税局長の砥出でございます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

東京都税制調査会第2回総会の閉会に当たりまして、事務局を代表いたしまして御礼の御挨拶を申し上げます。今年度は検討期間の最終年度に当たりまして、これまでの審議内容を踏まえながら、自動車関連税制、環境関連税制、そして、コロナ禍に対する対応するための税制等について御検討いただきまして4年間の集大成となる答申案を本日御提示いただきました。

答申案の作成に当たりましては、池上会長、諸富小委員長をはじめ小委員会の委員の皆様にも多くの時間を割いて御議論いただきましたことを心から御礼申し上げます。

また、本日御出席いただいている全ての委員の皆様におかれましては、今年度の答申の取りまとめに向けまして貴重な御意見をいただきまして御尽力を賜りました。改めてここに厚く御礼を申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【池上会長】 局長、ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いします。

【三浦税制調査担当部長】 第3回総会につきましては、10月22日金曜日、午前10時から都庁第一本庁舎7階の大会議室で開催させていただきます。御出席方よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【池上会長】 それでは、以上をもちまして「東京都税制調査会」第2回総会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございました。

— 了 —